

職業能力開発促進センター等の都道府県に対する譲渡に係る関係告示の考え方

(1) 都道府県に譲渡する職業能力開発促進センター等の機能維持について厚生労働大臣が定める基準

都道府県に譲渡する職業能力開発促進センター等の機能維持要件として、高率補助期間中、厚生労働大臣が定める基準については以下の通り。

- ① 都道府県は、職業能力開発促進センター等の譲渡を受けた日の属する前年度に独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行っていた高度な職業訓練の訓練科目、内容、定員等について、特段の理由のない限り縮減することなく、その訓練の規模及び質を維持すること。

特段の理由があり、訓練科目、内容、定員等の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、②の地域協議会の意見を聴き、その意見を尊重するとともに、独立行政法人雇用・能力開発機構（平成23年10月1日以後は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）を通じて変更内容及び地域協議会の意見等を厚生労働大臣に事前に報告すること。

- ② 都道府県は、職業能力開発促進センター等の運営に当たり、地域の労使の代表、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員（平成23年10月1日以後は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員）等の関係者が参加する地域協議会を設置及び開催し、当該関係者の意見を聴くとともに、その意見を尊重し、地域の実情に応じた運営に努めること。

- ③ 都道府県は、毎年度、職業能力開発促進センター等における訓練計画を策定するとともに、計画期間が始まるまでに地域協議会の意見を聴き、その意見を尊重すること。

- ④ 都道府県は、毎年度の訓練実施状況を地域協議会及び厚生労働大臣に報告すること。

(2) その他関連告示の整備

その他関連告示の整備を行うこと。

(3) 施行期日 公布日